



人事・労務に役立つ NEWS LETTER 事務所通信

発行：田中せいこ社会保険労務士事務所事務所
〒442-0802 豊川市麻生田町大屋敷7番地
TEL 0533-83-8871 FAX 0533-83-8872

2

2017



雇用保険率の引き下げなどを盛り込んだ雇用保険法等の改正を検討

給付の充実と負担の軽減の両面から雇用保険法等の改正が検討されていましたが、その内容が具体化してきました。簡単に内容を見てみると、次のとおりです。

雇用保険法等の改正案要綱の概要

見直し、リーマンショック時に設けられた暫定措置の整備のほか、移転費、教育訓練給付金、育児休業給付金について充実を図る。

※育児休業給付金については、保育所に空きがない場合の育児休業期間を、現行の「子が1歳6カ月に達するまで」から「子が2歳に達するまで」に延長予定。

○負担の軽減

平成29年度から平成31年度までは、とりあえず、国庫負担の割合と雇用保険率を引き下げる。
※雇用保険率については、失業等給付分の率を引き下げ予定。

一般の事業においては、次のとおり（弾力条項も加味）。

平成28年度(現行) : 失業等給付分 0.8%〔労使折半負担〕＋二事業分 0.3%〔事業主負担〕

平成29年度(予定) : 失業等給付分 0.6%〔労使折半負担〕＋二事業分 0.3%〔事業主負担〕



事業主が行う健康保険・厚生年金保険の届出(訂正とお知らせ)

前月号において、平成29年1月から、健康保険・厚生年金保険の事務においてもマイナンバーの利用が開始され、“「被保険者資格取得届」、「被保険者氏名変更届」、「被保険者資格喪失届」に、従業員の個人番号欄が追加されます”とお伝えしましたが、当初の予定が実施の間際に変更され、今回の改正では、「被保険者氏名変更届」、「被保険者資格喪失届」には、個人番号欄を追加しないこととされました。

なお、「被保険者資格取得届」には個人番号欄（マイナンバー欄）が設けられますが、前月号でもお伝えしたとおり、当分の間、特別な取扱いがされます。この件について、昨年12月28日付で、日本年金機構から次のようなお知らせがありました。



平成29年1月以降、健康保険組合管掌の事業主のみなさまにおかれましては、被保険者資格取得届について、基礎年金番号欄とマイナンバー欄のある新様式をご利用いただくこととなる予定ですが、日本年金機構へ届け出ただく被保険者資格取得届については、必ず基礎年金番号を記入いただきますようお願いいたします。（マイナンバーの記入は不要です。）

なお、全国健康保険協会(協会けんぽ)管掌の事業主のみなさまにおかれましては、従来どおり、基礎年金番号欄のみの現行様式をご利用ください。

すたっふ なんだらかんだら

❧ ボードの季節 ❧

浦野 仁美

今季初滑りに行ってきました♪近場に行ったので人工雪！！って感じですが、わが家が滑るには十分です。滑るのはあまり楽しくないのか、ノルマを達成するかのようにある程度滑ったら早々と雪遊び(-_-)。うちの子らは滑っている時間より、そのあとの雪遊びの方がうんと長く、私としては何だかな～って感じですが、雪をかき集めて「かまくら」作りに熱中。立派に作り上げました。ここまでやれば大したもの。まー、これもありが（笑）



♠ 鬼は外！ ♠

川瀬 恭余

豆まきに行ってきました。10粒ほどの豆を鬼が登場する前にもらって、鬼が来たら一粒づつ投げる！！野球などやっている子は思いっきり投げない！（笑）などの注意点がありませんでした。この姿に泣き叫ぶ子供が続出！！子供にとって鬼はやっぱり怖いものなんですね。最後は鬼からお詫びのお菓子と、記念撮影。春はもうそこまでやってきてます。



♥ ワット・ポーの 涅槃仏 ♥

田中 勢子

春節のタイを旅してきました。出発の日を一日まちがえていて、そのことに気付いてから1時間で荷物をまとめ、慌てて家を飛び出しました。我ながら、自分に呆れてしまい、空港に着くまでの間、頭の中は真っ白でした。朝の5時にスワンナプーム空港に到着し、一人タクシーでバンコクの街へ。旅行ガイドブック片手に、バンコクの街を歩き回り、やっとたどり着いたワット・ポーの巨大な涅槃仏。その慈愛に満ちた眼差しに、やっと心が落ち着きを取り戻したのでした。



涅槃（ねはん）は、お釈迦様が入滅されたのが旧暦2月15日である事から、春の季語となっています。

では、ここで一句詠ませていただきます。

涅槃仏 異国女を 眺めおり